

法律科目試験問題（民法） 配点 100 点

【第 1 問】 次の〔設問 1〕 および〔設問 2〕 に対して、判例がある場合は判例の考え方に照らして、それぞれ簡潔に（末尾の丸括弧内の行数を目安として）答えなさい。（40 点）

〔設問 1〕

A が死亡し、A の遺産を子 B、C および D が相続した。A は遺言を残しておらず、遺産分割は未了である。B は A の生前から A が所有する甲土地上の乙建物に A と同居していた。C および D はそれぞれ、A の死後乙建物を単独で占有する B に対して、自己の法定相続分に応じた共有持分権に基づき乙建物からの退去と A 死亡後から退去済みまでの使用利益相当額の返還を請求した。C および D の 2 つの請求は認められるか、検討しなさい。（15 行程度）

〔設問 2〕

A は B に対して 200 万円の金銭債権 α を有しているが、B は返済期日を過ぎても弁済しようとし、ない。B は C 銀行に対する残高 250 万円の預金債権 β 以外に特に見るべき財産を有しておらず、B は D に対しても弁済期が既に到来した 300 万円の金銭債務 γ を負っている。A が債権 α を B の債権 β からできるだけ確実に回収するにはどうすればよいか。その方法をとる場合の実体法上の要件・効果をふまえて答えなさい。（10 行程度）

【第 2 問】 次の文章を読んで、後記の〔設問 1〕 および〔設問 2〕 に答えなさい。（60 点）

〔事実（前半）〕

- 1 大阪市内の会社に勤務する A（55 歳）は、大阪府豊中市内に土地およびその上の木造 2 階建て住宅（以下、本件不動産という。）を所有し、妻 B（52 歳）と居住していた。A B 夫婦の間には、長女 C（25 歳）と長男 D（23 歳）がいるが、2 人とも結婚して別のところに居住している。
- 2 平成 23 年 3 月 1 日、A は自宅で体調不良を覚え、救急車で E 病院に搬送された。検査の結果、末期の肝臓ガンであることが判明した。外科手術によっても投薬治療によっても完治が不可能な状態であり、余命は長くても 6 か月程度と診断された。
- 3 A はそのまま E 病院に入院し、外科手術をせずに延命治療を受けていたが、同年 4 月末ごろから容態が悪化した。同年 5 月 12 日、容態が急変し、A は死亡した。
- 4 A の死亡から数か月後に、B が別の病院でガン検診を受けた際、その病院の P 医師に A のことを話したところ、P 医師は、「E 病院の医師が適切な投薬をしなかったのではないか。もし適切な投薬をしていればそこで落命しなくてすんだのではないか。」と述べた。そこで、B が、E 病院に対して、A への投薬内容を含む詳細な治療内容の開示を求め、その内容を P 医師に見せたところ、P 医師は、「5 月 12 日に A の容態が急変した時点で、なぜ医薬品 α を投与しなかったのだろう。普通このような場合には α を投与するはずだ。投与するのを怠ったとしか思えない。」と述べた。
- 5 そこで、B、C および D は、E 病院に対して、不法行為に基づく損害賠償を請求することを検討している。

〔設問1〕

P医師が指摘するとおり、E病院でAを担当したQ医師が、平成23年5月12日にAの容態が急変した時に α の投与を怠ったことが判明した。Q医師は、Aのどのような権利または法的利益を侵害し、どのような損害を発生させたと考えられるか。Aが、末期の肝臓ガンに罹患しており、余命が長くても6か月程度と診断されていたことに留意して論ぜよ。

〔事実（後半）〕（前半）からつづく。

- 6 平成23年4月ごろ、京都市内に居住するDは、やがてBが豊中市内で一人暮らしになることを心配し、Bを呼び寄せて同居することを考えた。そして、その場合には、本件不動産が不要になるため、処分しようと考えた。しかし、当時、Aの意識は朦朧としており、家族からの問いかけにほとんど返答できない状態であった。このため、Dは本件不動産の売却についてAから承諾を得ず、B、Cにもこのことを一切相談しなかった。
- 7 Dは、Aを見舞うためE病院を訪れた際、A宅に立ち寄り、Aの実印を無断で持ち出し、これを用いて印鑑証明書を手し、本件不動産の処分をAがDに委託する旨の委任状を偽造した。この委任状の本文はパソコンで作成されていたが、Aの氏名はDによって手書きされ、その隣には実印が押されていた。
- 8 平成23年5月8日、Dは、本件不動産を4000万円でFに売却する旨の契約（以下、本件契約という。）を締結した。本件契約によれば、売買代金のうち400万円を契約当日に支払い、残金は同年6月30日、同年8月31日および同年11月30日までに1200万円ずつ分割して支払うこと、所有権移転登記手続は代金完済と同時に行うこととされた。引渡時期については、契約当時はBが本件不動産に居住しており、引渡し可能になるのがAの死亡時期に依存するため、A死亡から5か月後または平成24年8月31日とされた。
- 9 本件契約を締結するにあたり、Dは、本件不動産の登記名義人が自分の父Aであること、本件不動産の売却をAから委託されていることを述べ、前記委任状および印鑑証明書を提示した。Fは、Dの言明を信じ、Aに直接連絡をとろうとしたり、手書きされたAの氏名が本当にAによって書かれたものかを確認しようとしなかった。Fは、大阪府内の小学校に勤務する教員であり、本件不動産に引っ越して居住することを予定していた。
- 10 平成23年7月20日、Aの遺産について、B、CおよびDが集まって協議を行った際、Dは、本件不動産がすでにFに売却済みであることをBとCに告げた。本件契約について、Cは異議を唱えなかった。

〔設問2〕

平成23年11月25日の時点においてFがDに対してなし得る法的主張について、(1) Dが本件契約を履行しようとしたのに対して、Bが、Dが勝手に本件不動産を売却したことに立腹し、本件契約の効力を否定した場合と、(2) Bは本件契約に異議を唱えなかったが、2～3年待てばもっと高値で売却できると見込まれるという情報を得たDが、本件不動産の売却についてAから委託を受けていなかったことを理由に本件契約の効力を否定した場合に分けて論ぜよ。